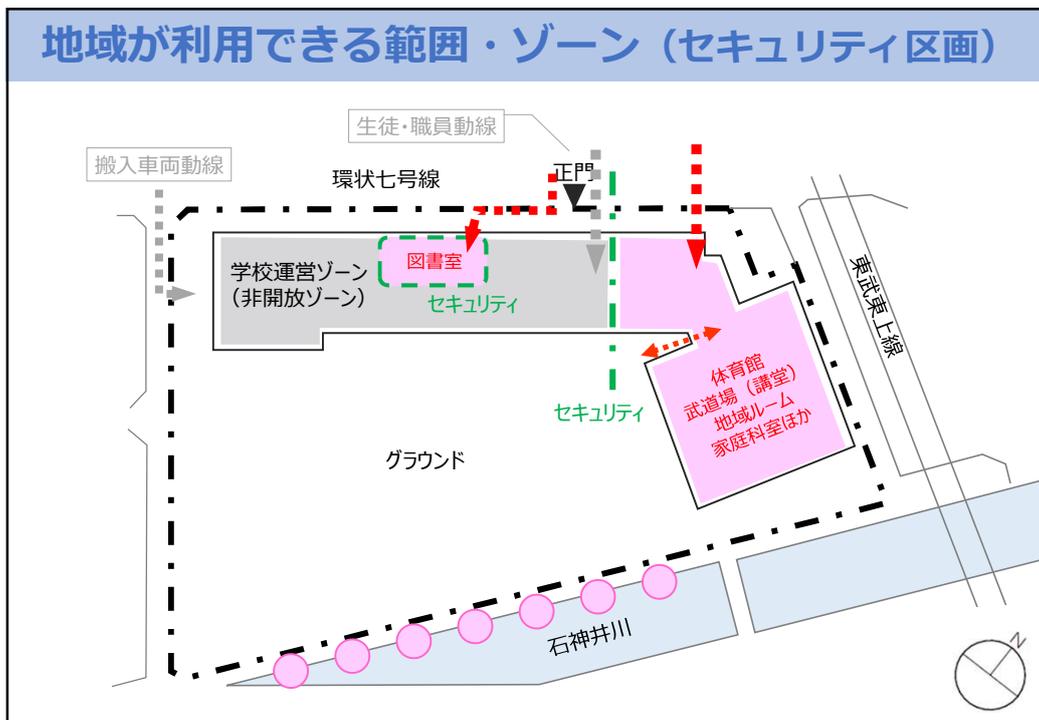
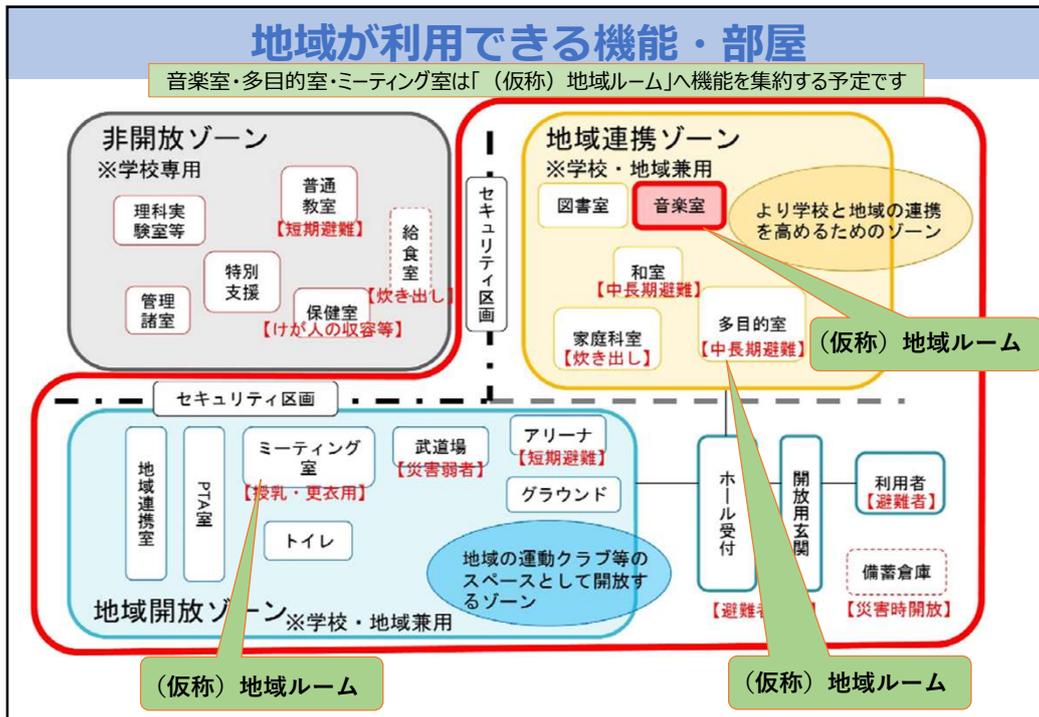
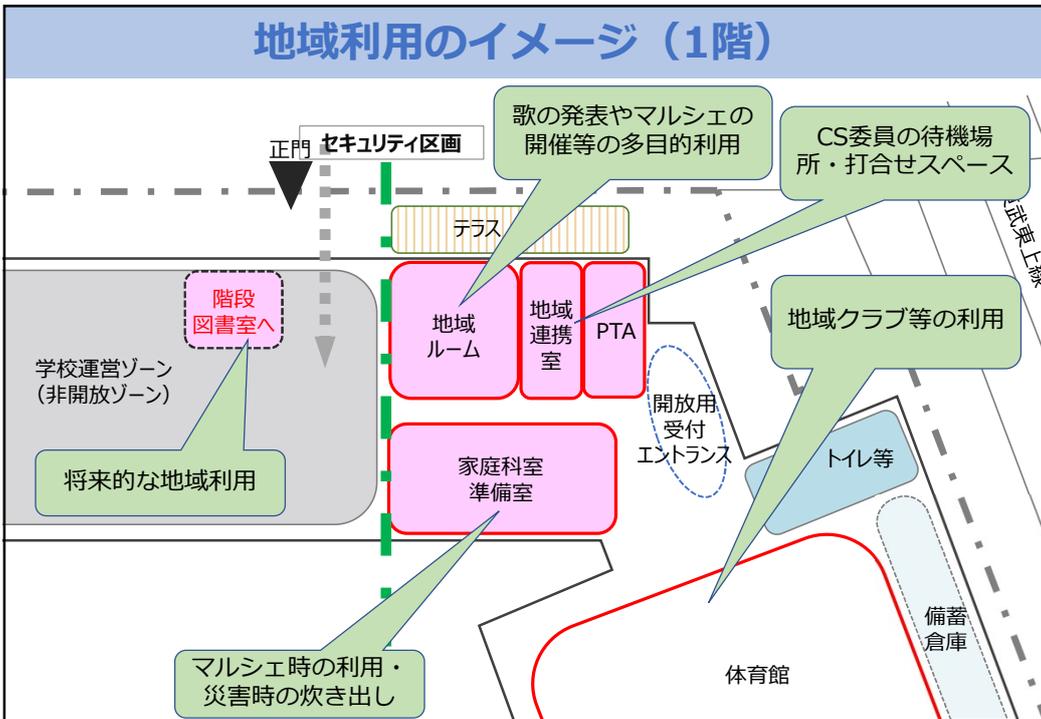
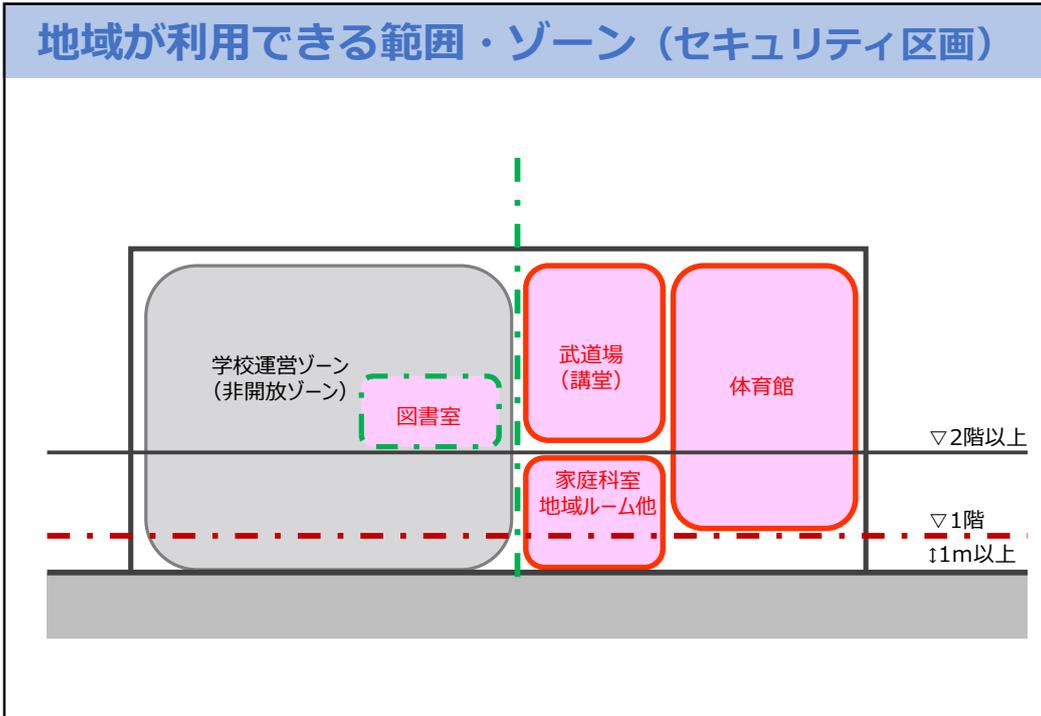


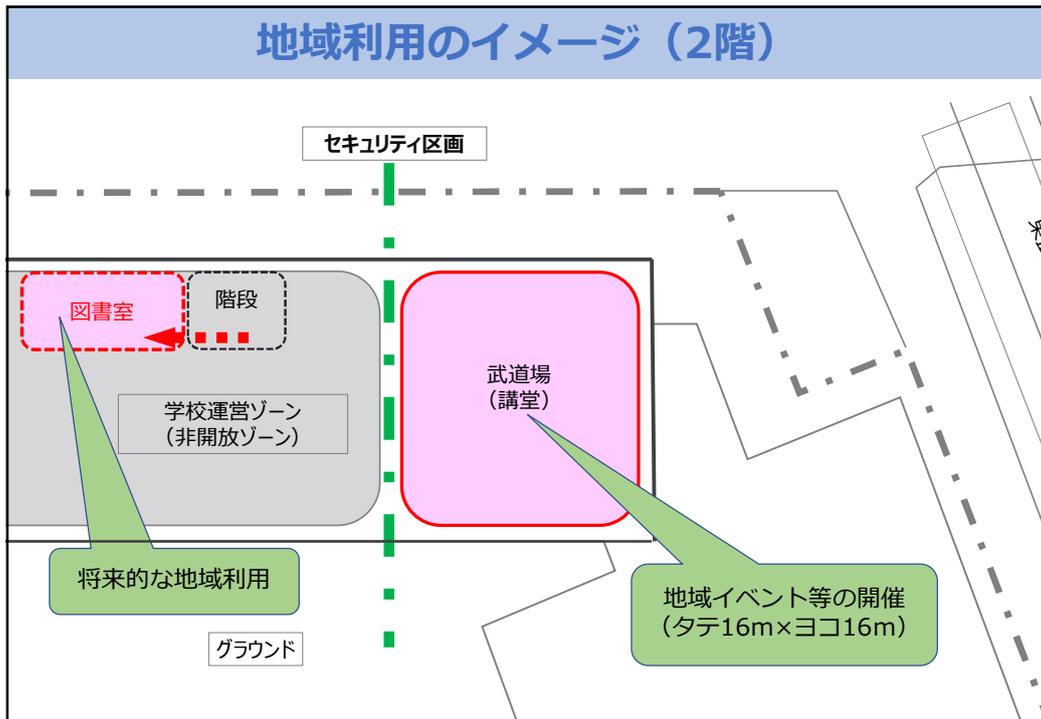
上板橋第一中学校 第7回改築検討会

- (1) 新校舎の地域連携・地域開放ゾーン部屋配置について
- (2) 新校舎の平面プラン、外構計画について
- (3) 通学区域の検討について

- (1) 新校舎の地域連携・地域開放ゾーン
部屋配置について

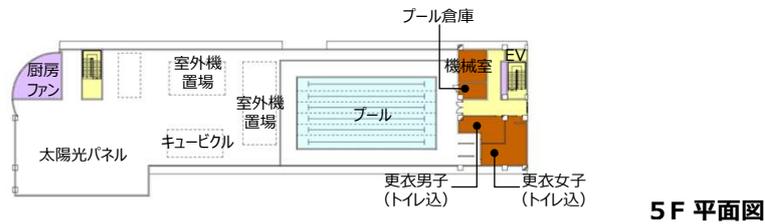






(2) 平面プラン、外構計画について

平面プラン案（4・5階）



凡例		
普通教室	特別支援	管理諸室
特別教室	体育関連	地域開放
HB	共用部	WC



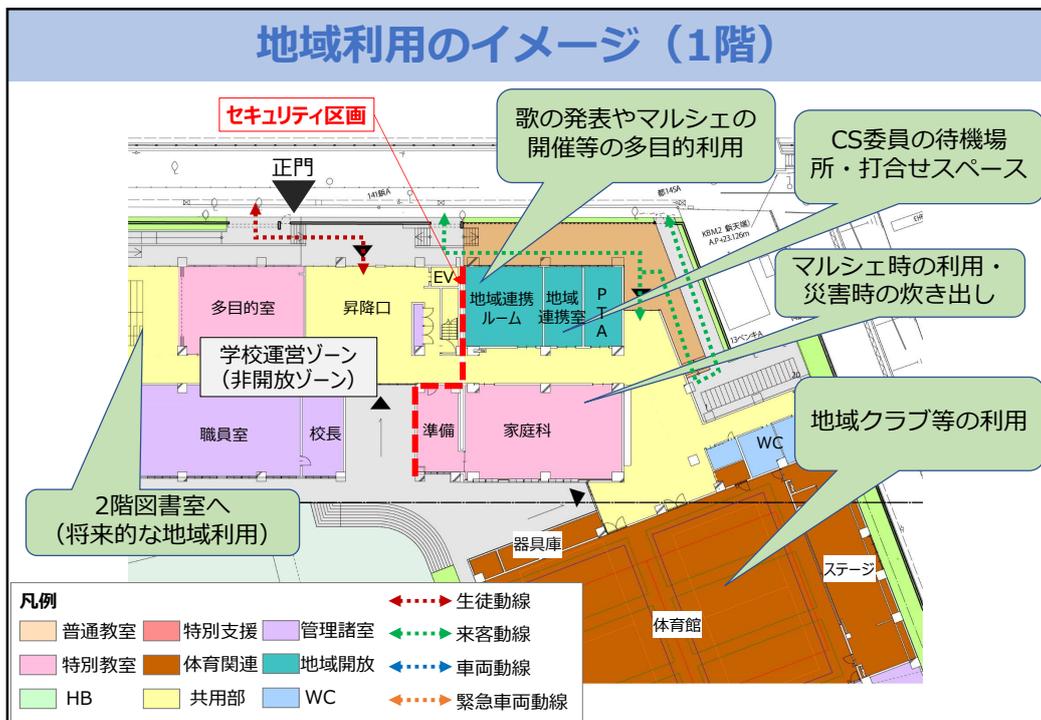
基本構想・基本計画 第1回ワークショップの振り返り ～外構計画について～

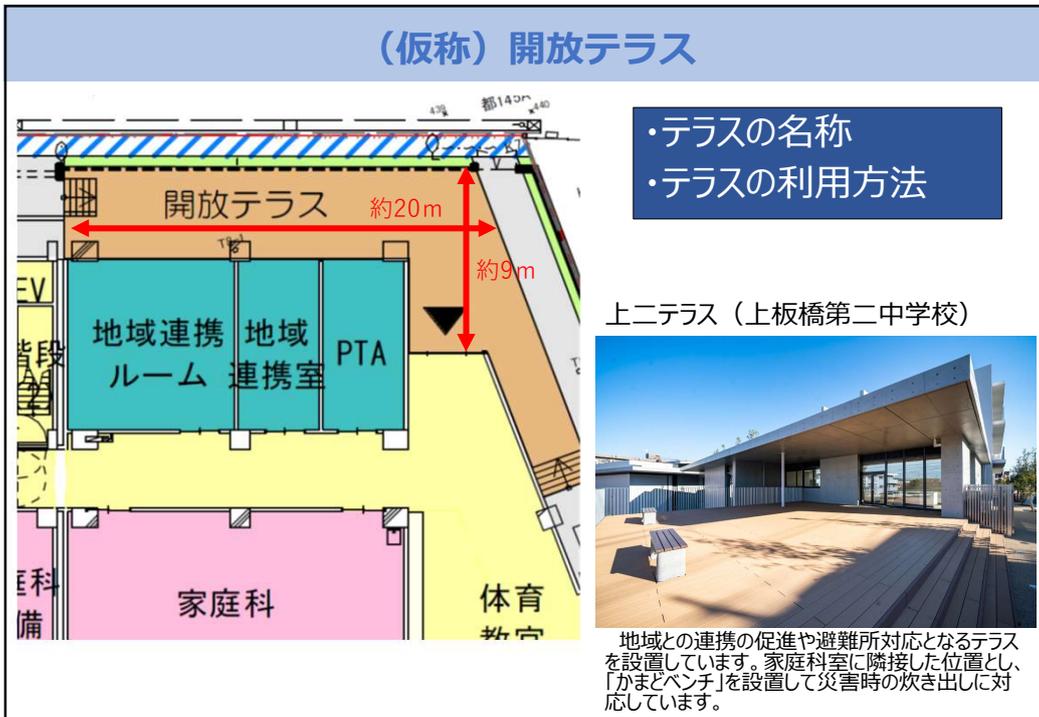
<ワークショップで出た意見>

<設計での対応内容>

<p>・現況の石神井川沿いの桜並木を保全するだけでなく、お花見の場やギャリースペースを設置してほしい。また、桜の季節だけではなく、四季折々の景観が楽しめるような植栽計画にしてほしい。</p>	<p>石神井川沿いに体育館とつながる桜テラスを検討しています。また、石神井川沿いの敷地外周部には緑地帯として植栽を計画し、緑豊かな環境を創出します。</p>
<p>・敷地周辺の高架下などの夜道が暗く危険を感じる。ライトアップするなど敷地周辺環境に対する改善をしてほしい。</p>	<p>敷地北角は建物をセットバックするなどして暗い印象とならないよう配慮していきます。今後外構計画での外灯配置について検討していきます。</p>
<p>・地上にあるプールを新校舎の屋上に配置することや、石神井川沿いからの視線を遮る困障を設けることで、不審者対策をしてほしい。</p>	<p>プールについては屋上に設けるよう、検討していきます。また、石神井川沿いからの視線についてはヒアリングを重ね、配慮していきます。</p>

「上板橋第一中学校改築計画基本構想・基本計画報告書」令和4年7月
P4、P5 I.上板橋第一中学校の基本構想・基本計画に関する提言のまとめより





(仮称) 桜テラス

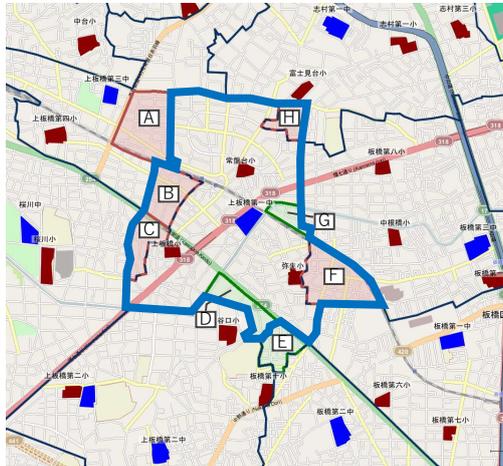


(3) 通学区域の検討について

上板橋第一中学校 改築校舎完成後の通学区域の検討 ⑥

通学区域の検討⑥(第7回改築検討会(令和5年2月7日))の到達点 検討会としての通学区域案と今後のスケジュール予定を確認・共有する。

1. 検討会としての通学区域案



▼通学区域案の主なポイント

- ① 改築というタイミングを機に、小中一貫教育推進の視点から、可能な限り**学びのエリア**の小学校と中学校の通学区域の整合を図る。
- ② 変更することにより、**通学距離**が明らかに**遠くなる区域**は、そのままとする。

▼住所一覧

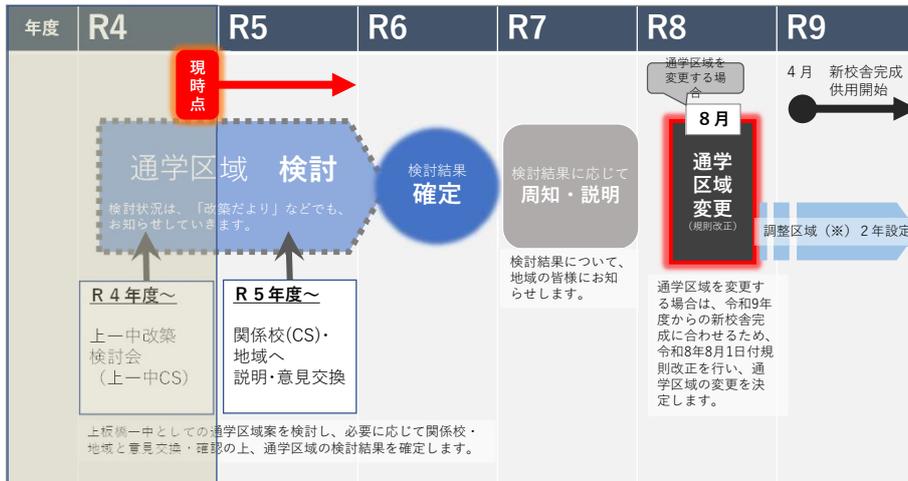
部外	住所	現在の通学区域校	調整案
A	常盤台三丁目1~23番	上板橋三中	そのままと
B	常盤台二丁目1~4, 15~17番 常盤台二丁目35~34番	上板橋三中	上板橋一中へ変更
C	東新町一丁目50~53番、東新町二丁目1~7番、東山町34, 51~52番	板橋中	上板橋一中へ変更
D	大宮上町1, 2~15番、大宮北町1~5, 9~15, 44~48番	上板橋一中	そのままと
E	大宮上町3~11, 16~23, 26~28, 36番	上板橋一中	板橋二中へ変更
F	神町4~12, 25~46番	板橋三中	上板橋一中へ変更
G	中板橋2, 4, 26~31番	上板橋一中	そのままと
H	常盤台一丁目33~37番	志村一中	上板橋一中へ変更

▼将来学級数予測

学校名	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
上板橋一中	12	12	13	12	11	11	11	10
上板橋二中	13	13	12	13	14	15	14	14
上板橋三中	12	12	11	11	12	11	11	11
板橋中	12	12	12	11	11	12	11	11
志村一中	19	18	17	16	15	15	14	12
板橋二中	12	13	12	13	12	12	12	12
板橋三中	13	14	13	14	14	12	13	12

・ 通学区域の学級数の予測です。
 ・ 将来学級数予測は、各通学区域の現在の平成24年4月2日(令和4年4月1日)生まれの生徒数(学級数)を基に、過去の5年の入学総数(転入・転出)を算出したものです。
 ・ 上板橋一中の入学総数は、上板橋二中(旧板橋引越)の入学総数を除外するため、H29~R3年度までの5年間の入学総数を採用しています。

2. 通学区域検討に関する今後のスケジュール予定



CS:「コミュニティ・スクール委員会」の略

※通学区域を変更する対象となった区域については、経過措置として、変更時期から2年程度、変更前の中学校への入学希望が優先される「調整区域」に設定する予定です。